

会 議 録 (要旨)

平成29年度 第2回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成29年8月10日(木) 13時30分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時42分

出席委員

事務局

白石 久乃	保健福祉部長	東内 京一
鈴木 正敏	保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治
柳下 すゞ子	地域包括ケア課長	阿部 剛
和田 百合子	健康保険医療課長補佐	渡部 剛
内野 裕嗣	健康保険医療課専門員	大坂 秀樹
佐藤 貴映	国保医療政策担当統括主査	斉藤 寛子
原 彰男	ヘルスサポート担当統括主査	梶原 絵里
小田原 紀慧子		
金子 正義 (会長)		
津川 知子		
山崎 操		
(11人)		

欠席委員

傍聴 4人

石山 恒征
菅野 隆
佐々木 淳
大友 絹江 (会長代理)

(4人)

備考

会議資料
次第、資料1(報告事項1)、資料2、資料3(報告事項2)、資料4(諮問事項)

会議録作成者氏名

斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>1 開会</p> <p>ただいまより、平成 29 年度第 2 回運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
東内部長	<p>2 あいさつ</p> <p>皆さまには、運営協議会勉強会並びに国保協議会南部ブロック国保強化推進協議会・研修会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、報告事項として昨年度の決算、埼玉県国民健康保険運営方針案への意見、諮問事項として補正予算となります。</p> <p>来年 4 月からは、大きく社会保障制度が変わりますが、医療関係については、なかなか財源が厳しいということもあり、今年 8 月から高額療養費の限度額などの改正が行われています。今後、12 月にかけては、国民健康保険や介護保険について、財源等を踏まえた大きな議論となっていくしますので、皆さまの忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。</p> <p>3 運営協議会に対する諮問</p> <p>東内部長より金子会長へ、諮問書を交付</p>
金子会長	<p>4 報告事項</p> <p>それでは、ただいまから、平成 29 年度第 2 回和光市国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>はじめに、本日の出席状況について事務局より報告願います。</p>
渡部課長補佐	<p>本日は全委員 15 名のうち 11 名の委員の方が出席し、半数を超えております。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>事務局からの報告のとおり、出席委員は 11 名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。</p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>和田委員、佐藤委員の二人をお願いします。</p> <p>それでは、報告事項 1「平成 28 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、事務局より説明願います。</p>
大野次長	<p>報告事項 1「平成 28 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、資料 1 及び資料 2 に基づき、説明します。</p> <p>まず、資料 2 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>平成 28 年度の予算現額は、8,372,788 千円です。これに対し、歳入における決算総額は 8,708,915 千円、歳出における決算総額は 8,173,053 千円です。この結果、平成 28 年度の歳入と歳出の差である形式収支は、535,862 千円となり、平成 29 年度に繰り越しました。また、平成 28 年度末における基金残高は、512,444 千円であり、形式収支と合わせた剰余金は約 10 億円となりました。</p> <p>次に、歳入における予算との差額の主なものについて説明します。資料 1 をご覧ください。まず、国保税については、特に過年度分を中心に 72,402 千円予算を上回りました。次に、療養給付費等負担金について、125,370 千円予算を上回りました。また、国及び県から受けている調整交付金についても、国分で 28,843 千円、県分で 15,685 千円予算を上回りました。また、県内市町村間の医療費負担の標準化を目的とした共同事業を実施しておりますが、医療費実績に応じて交付される交付金について、23,088 千円予算を上回りました。</p> <p>次に、歳出における予算との差額の主なものについては、まず、支出の中心である保険給付については、一般被保険者分の療養給付が 73,430 千円、退職被保険者分の療養給付が 17,949 千円、予算を下回りました。この医療費の支出分については、ある程度の支払いの余裕を持って予算を組んでいますので、一定額が執行残として残</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>りました。なお、この予算科目における執行率につきましては、98.0%、85.6%です。次に、県内で実施している共同事業への拠出金が、予定額より22,416千円予算を下回りました。最後に、予備費として、40,000千円を当初予算で確保していましたが、その執行残額が36,855千円となりました。</p> <p>この歳入、歳出における予算との差額の結果、平成28年度の形式収支は、535,862千円となりました。</p> <p>次に、資料2の3ページには、歳入、歳出の項目ごとに円グラフでその構成割合を示しています。歳出については、医療費の支払いである保険給付費が53%と半分を超えている状況です。その他、制度上の支出として、後期高齢者医療制度への支援金が11%、介護保険制度への納付金が4%、共同事業における拠出金が25%となっています。</p> <p>この歳出の財源となるのが、左側の歳入となります。被保険者の皆さんから集める国保税の割合が全体の20%となっています。なお、国保につきましては、先ほどの支出を国保税で全てをまかなうのではなく、国や県からの支出金、支払基金からの交付金や共同事業における交付金、市の一般会計からの繰入金などを財源としています。</p> <p>資料2の4ページ、被保険者の推移です。</p> <p>平成28年度については、被保険者数は、5.19%減少しています。近年は、減少傾向にあると言えます。その理由は、75歳に到達し、後期高齢者医療制度へと移行している方が増えていること、また、稼動年齢層については、景気の回復で就職等により社会保険へ移行する方が増えています。特に、平成28年10月からは社会保険の適用拡大ということもありましたので、国保被保険者としては減少率が大きくなったものと考えています。</p> <p>次に、再掲になりますが、前期高齢者については、平成28年度は、若干減少しています。</p> <p>次に、6ページ、保険給付費の推移です。</p> <p>国保としてどれだけ医療にかかる負担分を支払ったかということ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>になりますが、平成 28 年度については、保険給付費の総額は 1.15%減少しています。これについては、被保険者数が減少していますので、総額についても減少したということになります。</p> <p>一方で、一人当たりの医療費の推移については、平成 28 年度に、3.01%増加しています。平成 28 年度は、入院、入院外、訪問看護が伸びています。</p> <p>入院については、平成 28 年度は、高額な入院の件数が多くなっています。まず、平成 27 年度については、10 ページの表のとおり、100 万円以上の入院の件数については、490 件、200 万円以上の件数は 100 万円以上の件数の再掲で示しています。</p> <p>平成 28 年度はそれぞれの区分について、件数が増加しています。被保険者数は 5%程度減少しているにもかかわらず、この部分の入院件数は増加しています。これが入院医療費を押し上げている要因と捉えています。</p> <p>11 ページです。疾病についての分類方法として、大分類や小分類という方法がありますが、ここでは、小分類で分類したものを示しています。平成 28 年度の入院医療費について、医療費の高額なものの順に上位 5 疾病をまとめたものです。</p> <p>まず、統合失調症、精神疾患、悪性新生物いわゆるガンなどが占める割合が大きいというのが、国保の特徴となっています。特に、精神疾患の場合、長期入院の方もいますので、上位に占める傾向があるようです。</p> <p>今回注目したいのは、2 番目の脳梗塞と 4 番目の脳出血についてです。これらは、費用額も大きいのですが、前年からの増減率が、それぞれ、56%、87%と非常に伸びています。脳梗塞や脳出血は、いわゆる生活習慣病と呼ばれるものです。</p> <p>資料にはありませんが、外来についても見てみると、上位は糖尿病、高血圧症、脂質異常症など、同様に生活習慣病が上位を占めていることがわかります。</p> <p>生活習慣病は、生活習慣の見直し、早期の治療などにより、重症化させないことが重要です。重症化させてしまうと、高額な入院につながり、ひいては、介護などが必要になる場合も多くあります。いかにして、重症化させないか、予防するかということが、今回の</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>結果から明らかになった課題と考えています。</p> <p>12 ページです。国保会計にとって、貴重な自主財源である国保税収入について、年々減少していることがわかります。平成 28 年度は約 17 億円強となっており、前年と比較すると 2.48%のマイナスとなりました。これは、被保険者数の減少が主な要因となっています。一方で、一人当たりの調定額、つまり一人当たりの税額を見てみると、平成 28 年度は 10 万円を若干超えましたが、近年は 9 万 7 千円から 8 千円台で推移しています。</p> <p>13 ページです。収納率の推移について、平成 27 年度は下がりましたが、近年は増加傾向にあり、平成 28 年度は 91.83%となりました。</p> <p>14 ページです。一般会計からのその他繰入金、いわゆる法定外繰入金の推移について、過去は、500,000 千円や 250,000 千円などもありましたが、近年は 450,000 千円で推移しています。平成 29 年度についても、450,000 千円です。次に、一人当たりの金額を見ると、同じ 450,000 千円でも、近年は被保険者数が減少しておりますので、一人当たりの軽減額として考えると、その額は増加していることがわかります。</p> <p>16 ページです。その他繰入金について、参考として県内市と比較した場合、一人当たりの金額は、和光市は、40 市中 8 番目に多い金額となっており、多くの金額を一般会計から繰り入れている状況にあります。</p> <p>17 ページです。ここからは、「8 医療費適正化に向けた取組状況」として、現在取組んでいる医療費適正化のための取組、保健事業について、報告します。</p> <p>まず、(1)生活習慣病重症化予防についての取組です。</p> <p>生活習慣病の疾病については、医療費に占める割合も大きいということをこれまで説明しましたが、この事業は、その中でも糖尿病性腎症の重症化に取り組むもので、症状が悪化して、人工透析に進んでしまう人を防ごうということを目的としたものです。人工透析になってしまうと、年間医療費は一人当たり 500 万円にもなると言われています。対象者を抽出して、その方の症状の改善、病気の進行を遅らせようという取組になります。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>内容としては、17 ページにあるように受診勧奨と保健指導の 2 種類があります。まず、上段の受診勧奨について、健康診断の結果等から数値が悪化しているにもかかわらず、医療機関を受診していない方について、早期受診、早期治療を目的に、医療機関への受診を促すものです。平成 28 年度については、43 人の方に実施し、27 人、62%の方が医療機関を受診しました。</p> <p>次に、下段の保健指導について、こちらは医療機関を受診している方について、かかりつけ医の先生のご協力のもと、保健師等の専門職による訪問などを実施し、生活習慣の改善などを目指す取組です。平成 28 年度については、対象者 27 人について、終了者は 4 人と少なかったのが現状です。</p> <p>なお、次の 18 ページについては、保健指導を行った結果、どのような検査の数値が改善しているかを示しています。平成 28 年度に参加していただいた方については、H b A 1 c（ヘモグロビンエーワンシー）は、参加時の 7.1 から 6 ヶ月後の 7.2 に 0.1 上昇してしまいましたが、体重、血圧は、改善が見られ一定の効果は残しています。</p> <p>この事業につきましては、平成 26 年度から実施していますが、参加者が人工透析となってしまったという事例はまだ起こっていません。</p> <p>次に、19 ページです。まず、特定健診の状況について、受診率は 42.4%となっています。そのうち、1,313 人、約 3 割を超える方が、いわゆるメタボに該当しているということがわかりました。</p> <p>次に、20 ページです。特定保健指導の状況について、先ほどのメタボに該当する方のうち、病院を受診していない方が特定保健指導の対象となります。対象者は 492 人です。対象者の方、全てにアプローチをかけたのですが、終了者数は 82 人、終了率は 16.7%となっています。特定保健指導の参加者のうち、改善した割合は、体重については 65.1%、腹囲については 50%、血圧については 68.8%の方が改善している結果となっています。</p> <p>次に、21 ページです。特定健診の受診率と保健指導の終了率の 3 ヶ年の推移について、概ね増加傾向にありますが、受診率・終了率ともに 60%という目標がありますので、その目標には届いていま</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>せん。特に医療費を抑制させるという点については、16.7%と低い保健指導の実施率を上げていく必要がありますし、医療機関を受診していてもメタボに該当している人も数多くいるのが現状です。この方々についても、いかにアプローチしていくかということが、今後の保健事業の課題であると考えています。</p> <p>次に、22 ページです。保険者として医療機関からの請求について、資格点検やレセプト点検を実施しています。資格点検では、国保資格を喪失した後の受診について、医療機関へその請求を戻すことなどを行い、金額としては、25,442 千円となっています。レセプト点検では、医療機関からの請求内容を点検し、再審査申出などを行い、請求額の減額などにより 6,099 千円の効果額となっています。</p> <p>次に、23 ページです。ジェネリック医薬品利用促進差額通知の発送です。新薬をご利用の方を抽出し、同様の効果が見られるジェネリック医薬品をお知らせしています。新薬からジェネリック医薬品へ変更していただいた方の薬代の差額分が効果額となり、実績として 1,113 千円となります。</p> <p>また、この他に、ジェネリック医薬品の促進のための取組としては、病院や薬局において、お薬手帳や保険証と一緒に提出するジェネリック医薬品希望カードや希望シールの配布を行っています。</p> <p>次に、第三者行為求償です。ケガや病気が、交通事故など第三者によるものが原因となる場合には、その費用は加害者である第三者が負担するべきものです。そのような原因で保険給付を行った場合は、加害者にその保険給付分を請求することになります。平成 28 年度の金額は、9,879 千円となっています。</p> <p>次に、24 ページです。健康サポート訪問事業です。これは、平成 28 年度からの事業となります。一月に同一疾病でいくつもの医療機関を受診している重複受診者や、一月に 15 回以上も同一病院に通っている頻回受診者を対象に、保健師等が訪問し、医療機関の受診などについて相談を行ったものです。対象者 62 人に対し、電話のみの実施が 46 人、ご自宅に訪問したのが 16 人となっています。実際に、レセプトの件数が平均して 4.5 件から 2.6 件に減少するなどの効果があり、金額としては 4,648 千円の効果となっています。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>す。</p> <p>資料については、以上となりますが、医療費適正化としては、ホームページや各種の通知の際に、被保険者の皆さんに適正受診などの啓発を実施しているところです。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>
鈴木委員	<p>まず、決算の状況について、歳入の国庫支出金の財政調整交付金が予算よりも上回っていますが、特別な事情が何かあったのでしょうか。</p> <p>また、国庫支出金が17%となっているが、法定で国庫支出金の負担割合が決まっており、17%よりも多いと思いますが、この法定の国庫支出金負担割と実際の国庫支出金の割合の関係について教えてください。</p>
渡部課長補佐	<p>国の調整交付金については、制度上9%と定まっていますが、普通調整交付金については、全体の所得の状況、支出の状況で、実際に交付される金額が異なってきます。和光市では、所得が高いとされているため、普通調整交付金については、ほとんど交付されないという実績があり、予算の段階ではほとんど見込んでいなかったのですが、平成28年度については、医療費が高かったなどの理由から一定額が交付されたため、予算よりも上回ることになりました。</p> <p>また、法定の国の担割合ですが、制度上、国が負担するものとされているのが、財政調整交付金の9%と定率の負担である療養給付費等負担金の32%で、これは、保険給付費に対する割合となります。資料で示している国庫支出金の17%とは、和光市の国保の歳入全体に対する国庫支出金の割合となっており、歳入全体には共同事業交付金なども含まれているため、保険給付費のみに対する割合よりも小さくなっています。療養給付費等負担金の32%について、きちんとその分を受け取っておりますが、財政調整交付金の</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>9%については、所得の状況が和光市は高いということもありますので、法定割合どおり受けていない状況です。</p> <p>それでは、実際の保険給付費に対する公費の割合はどのようになっていますか。</p>
渡部課長補佐	<p>国及び県も合わせた公費分として、制度上は、50%を負担するものとなっておりますが、和光市では、38%程度となっております。</p>
金子会長	<p>次に、報告議事項2「埼玉県国民健康保険運営方針（案）に対する意見について」、事務局より説明願います。</p>
渡部課長補佐	<p>第1回運営協議会及び勉強会において、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、まとめました3つの意見を埼玉県へ7月25日に提出いたしました。その内容について報告します。</p> <p>まず、1点目は、県の方針の「赤字解消・削減の取組、目標年次等」の箇所に対しての意見です。運営協議会等の中で、一般会計からの繰入金など全ての赤字を解消することが可能なのか、第2回シミュレーションでは、一人当たり調定額が64%増という結果であり、それを被保険者に求めることが可能なのか、といったご意見をいただいています。そのことなどを踏まえまして、県への意見としては、赤字を6年間で解消していくという方針が示されたが、その実行に向けての具体的な方策が示されていない。第2回シミュレーション結果では、法定外繰入金等を含めずに試算すると、当市では一人当たり調定額が64%増となり、これに対応するために税率を引き上げることは、現実的に難しい。よって、6年間で赤字を解消するという方針だけで、その取組の内容については市町村の判断ということではなく、各市町村の一般会計からの法定外繰入金についても、繰入限度額を設定するなどして、県としての統一の基準を定めるべきではないかとしました。</p> <p>次に、2点目は、「保険者努力支援制度の都道府県分の扱い」の</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>箇所に対しての意見です。今後は、保険者努力支援制度として、様々に取組んでいる市町村には、交付金が交付されることとなります。運営協議会等の中においても、医療費抑制のための取組をしている、努力している自治体にきちんと交付金が交付される制度としてほしいといったご意見をいただきました。そのことも踏まえまして、県への意見としては、この方針では、運営安定化や医療費適正化に係る市町村の努力に応じて、インセンティブが与えられ、努力に応じて重点配分する旨、明記されている。そこで、その重点配分の方法として、保健事業による医療費抑制の成果を指標とするなど、きちんと効果を上げている市町村を支援してほしい。配分するために、県が指標を設定する際には、市町村に目標値を設定させて、その目標値に対しての達成度を評価する制度としてほしいとしました。</p> <p>次に、3点目としては、「市町村ごとの標準保険税の算定方法、保険税水準の水準の統一」の箇所に対しての意見です。</p> <p>運営協議会等の中で、広域化になるにも関わらず、保険税は各市町村で異なり、同じ所得、同じ低所得者でも市町村によって差が生じるのは不均衡ではないかといったご意見をいただきました。そのことも踏まえまして、県への意見としては、県が財政運営の主体となるにも関わらず、保険税率は、各市町村の判断に委ねられ、統一されていない。広域化のタイミングにあわせて、県内統一、もしくは、複数の市町村を1つの単位とする二次医療圏、この場合、和光市は、朝霞地区4市及び富士見市、ふじみ野市、三芳町となりますが、その単位での保険税率を設定するべきではないかとしました。以上が、提出した意見となります。</p> <p>埼玉県では、各市町村から提出された意見及び県民コメントをとりまとめ、9月に埼玉県の運営協議会を開催し、9月中には運営方針を決定する予定とのことです。</p> <p>運営方針が決定しましたら、委員の皆さまにもお知らせすることを予定しています。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>先日の国保協議会の南部ブロック国保強化推進協議会でも埼玉県 の課長様の話があり、税率等の改正について、各市町村で判断し、 議会に上程することとなっていますが、和光市では、どのようなス ケジュールで進めていくのか教えていただきたい。</p>
渡部課長補佐	<p>埼玉県から納付金等の第3回シミュレーション結果が8月末に示 され、年内に仮算定、年明けに本算定の結果が示される予定です。 和光市では、10月に勉強会、11月に第3回運営協議会を開催 し、医療費のシミュレーション等も示した中で、税率の検討を進め たいと考えています。年内にはほぼ方向性を決めて、1月にパブリッ クコメント・市民説明会を開催し、3月議会への上程を考えていま す。</p>
金子会長	<p>1つ目の意見の中で、繰入限度額を設定するなど県として統一の 基準を定めるべきではないかという部分がありますが、県が一定の 繰入額を定めた場合、その繰入額を超えて、保険給付費等の費用が 増加した際に、税率を上げなくてはならない状況になることも考え られます。その場合に税率をあげるのか、埼玉県から緩和策として 支援してもらうのか、そのあたりはどのように考えていますか。</p>
東内部長	<p>これは、埼玉県が出した方針案に対する意見書であり、埼玉県が 作成した方針案については、いろいろな意見を持っています。財政 の部分で、財源が明確ではない中で、6年間で繰入の部分解消す ると示されていて、その方策が定められていません。 埼玉県として、保険給付費の何%までは一般会計からの繰入金 を可能とするのかというものを示していかないと、段階的な税率設 定も進んでいかないと。県として基金を持っていて、限度額 でも足りない場合や税率をここまで上げて足りない場合は、その 基金から補填するなどの制度や、埼玉県が独自に条例を制定し、繰 入金の限度額や市町村の財政調整を行う基金の設置などの案はあ るのですが、それは難しいと思われ。しかし、市町村としても、 すべてを保険税で賄うような税率を設定をすることも難しいので、 このような意見を提出したところです。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>そうしますと、市としても、埼玉県の方で何か、緩和策として負担してもらいたいという考えているということでしょうか。</p>
東内部長	<p>そのとおりです。</p> <p>そして、県南、県中などの地域によって、医療費水準を異なるため、少なくとも、二次医療圏ぐらいの単位で税率や繰入限度額などの統一の基準がないと県の財源を投入することも難しいと思いますので、3つ目の意見に入れていきます。</p>
金子会長	<p>5 諮問事項</p> <p>次に、諮問事項「平成 29 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」、事務局より説明願います。</p>
大野次長	<p>今回の補正予算は、平成 29 年度当初予算額 7,976,213 千円に 502,961 千円増額し、補正後の予算額を 8,479,174 千円とするものです。</p> <p>歳入について、3 項目について補正をします。</p> <p>まず、「款 5 療養給付費等交付金」の「過年度分療養給付費等交付金」になります。この交付金は、退職被保険者に関する交付金になります。平成 28 年度の交付額が確定し、今回は追加交付を受けることになりましたので、増額補正するものです。</p> <p>この交付金は、年度当初に概算の交付額が決定され、その後の医療費の実績、保険税収入などにより変更されます。しかし、年度内では全てが反映できませんの翌年度に精算を行います。平成 28 年度については、平成 28 年度の交付額より実績額の方が大きかったため、今年度にその差額分が追加交付されるということになり、その金額が 6,950 千円となります。</p> <p>次に、「款 10 繰入金」です。後ほど、歳出の方で説明しますが、国民健康保険運営協議会運営費用を増額補正することに伴い、一般会計からの事務費繰入金についても、歳出と同額である 151 千円を増額するものです。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>最後に、「款 11 繰越金」です。前年度の歳計剰余金、つまり繰越額を計上するものです。補正前の予算額 40,000 千円に 495,861 千円を増額し、補正後の額を 535,861 千円とするものです。</p> <p>以上が歳入における補正であり、歳入予算としては、502,961 千円を増額となります。</p> <p>次に、歳出について、4 項目について補正をします。</p> <p>まず、「款 1 総務費」のうち「項 3 運営協議会費」です。今年度の運営協議会について、当初、年 4 回の開催を予定していましたが、平成 30 年度からの制度改正に伴う和光市の国保税の税率の協議を行うため、会議開催数を増やし、それに伴う委員報酬を増額補正するものです。補正前の 334 千円に 151 千円を増額し、補正後の額を 485 千円とするものです。</p> <p>次に、「款 4 前期高齢者納付金等」です。この納付金については、今年度の納付金額が確定し、その額が予算額を超えていたため、増額補正するものです。補正前の 3,184 千円に 35 千円を増額し、補正後の額を 3,219 千円とするものです。</p> <p>次に、「款 9 基金積立金」です。今回の補正予算について、歳入と歳出の差分について、保険給付費等支払基金に積み立てるものです。補正前の 1 千円に、433,723 千円を増額し、433,724 千円とするものです。この結果、補正後の基金残高は、475,107 千円となります。</p> <p>最後に、「款 10 諸支出金」です。国から概算として交付されていた負担金について、平成 28 年度分の実績が確定したために返還する分が生じたため、償還金を計上いたします。内容については、保険給付費の定率負担分として交付されている国の療養給付費等負担金について 69,053 千円となります。</p> <p>以上が歳出における補正であり、歳出予算としては、502,961 千円を増額となります。</p>
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
鈴木委員	今年度の当初課税の状況と保険給付費の執行状況はどのような状況でしょうか。

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>国保税の状況については、6月に本算定を行い、7月に被保険者の方へ納税通知書を発送したところですが、その際の調定額については、ほぼ予算どおりとなっています。また、収納率も若干上がっているところですので、ほぼ予算どおりの歳入は見込めるものと考えています。</p> <p>歳出については、3月から5月診療分で見ますと、予算を下回っておりますので、現時点では、予算内での執行ができるものと考えております。ただし、インフルエンザなどの時期には医療費が上がりますので、今後の動向を注視してまいります。</p>
金子会長	<p>諮問事項についての採決に入ります。</p> <p>諮問事項「平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>なお、この結果については、私から市長に報告します。</p> <p>以上で、本日の審議は終了します。</p> <p>6 その他</p>
大野次長	<p>今後、平成30年度からの制度改正に伴う税率の検討を進めていくにあたり、10月に勉強会、11月に第3回運営協議会を開催させていただく予定です。</p>
金子会長	<p>7 閉会</p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>